

国立歴史民俗博物館建物等監守規程

〔平成17年4月26日〕
歴博規第50号
最近改正 令和4年8月2日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 人間文化研究機構固定資産取扱規則（人間文化研究機構規程第88号。）第17条の規定に基づく国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における監守区域、火災防止の措置その他監守の方法等にかかる監守計画等については、消防法その他法令に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第2章 監守区域等

(監守者等の指定等)

第2条 館長は、建物等の監守者及び補助監守者を指定し、その職務と責任の範囲を明確にし、建物等の監守の適正を期するものとする。なお、以下に指名された職者が不在の場合は、当該職の上位者とする。

- 2 監守者は、財務課長をもって充て、監守区域及び補助監守者については、別紙1のとおりとする。
- 3 補助監守者は、その所掌する監守区域の火元責任者を兼ねるものとする。ただし、補助監守者を指名しない場合は、監守者が兼ねるものとする。

(監守者等の責務)

第3条 監守者及び補助監守者は、建物等の維持保存並びに防災に努めるものとする。

- 2 監守者及び補助監守者は、災害等が発生したときは、直ちに、適正な措置をとるものとする。

(監守者等の報告)

第4条 監守者及び補助監守者は、当該建物等について、異常を認めるときは、直ちに館長に報告しなければならない。

(職員の責務)

第5条 本館の職員は、館長、監守者又は補助監守者の指示に従い、常に良識をもって建物等の維持保存並びに防火管理、防災管理に努め、その監守について協力するものとする。

第3章 火災防止の措置

(防火対策委員会)

第6条 博物館に、防火管理に関し館長の諮問に応じるため、防火対策委員会を置く。

(防火対策委員会の任務)

第7条 防火対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 防火対象物全体にわたる消防計画の作成に関すること。
- 二 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- 三 防火上の構造及び避難施設の維持管理並びに消防設備の点検、整備に関すること。
- 四 消防用設備等の改善強化に関すること。
- 五 防火上必要な教育に関すること。
- 六 その他防火管理に関すること。

(防火対策委員会の組織及び運営)

第8条 防火対策委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 防火管理者（消防法第8条に定められた防火管理者。以下同じ。）
 - 二 予算施設委員会委員
 - 三 放射線取扱主任者（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条に定められた放射線取扱主任者。）
 - 四 その他館長が必要と認めた者
- 2 防火対策委員会に委員長を置き、予算施設委員会委員長をもって充てる。
- 3 防火対策委員長は、委員会を招集し、その議長をつとめる。
- 4 防火対策委員会の開催は、原則として年1回行う。ただし、必要に応じ開催することができる。
- 5 防火対策委員会の事務は、管理部財務課において処理する。

(防火管理組織)

第9条 館長は、防火上必要な業務を行わせるために防火管理者を置き、財務課長をもって充てる。

- 2 防火管理者の業務を補助するために、火元責任者を置き、第2条第3項により建物等補助監守者をもって充てる。
- 3 防火管理者は、火元責任者の業務を指導監督するものとする。
- 4 火元責任者は、次に掲げる各号の任務を遂行する。
- 一 火気及び火気使用場所の管理
 - 二 火気使用設備器具、危険物施設等の点検
 - 三 消火設備器具、避難設備器具等の平素の維持管理
 - 四 その他防火に関すること。

(自衛消防隊)

第10条 災害発生時の被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織と任務は別紙2のとおりとする。なお指名された職者が、不在の場合は当該職の上位者とする。

(火災発生時の措置)

第11条 自衛消防隊の本部長は、通常の勤務時間内に火災の発生を知ったときは、直ちに自衛消防隊を出動させるものとする。

- 2 火災を発見した者は、直ちに警備センターに連絡するとともに自身の安全を確保しつつ初期活動を行う。
- 3 警備員は、前項の連絡を受けたときは、その旨館内放送により全館に通報するとともに消防機関に連絡し、また、自衛消防隊の本部長若しくは副本部長及び防火管理者に連絡しなければならない。
- 4 本部長は、火災発生時において、入館者及び職員並びにその他博物館の業務に従事している者（以下「職員等」という。）の生命、身体を保護し、その他被害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、職員等の全部又は一部に避難を命ずるものとする。

(職員等の招集)

第12条 館長は、夜間又は休日等の勤務時間外に火災が発生したことを知ったときは、その判断により直ちに職員等を招集することができるものとする。

- 2 職員等は、夜間又は休日等の勤務時間外に火災が発生したことを知ったとき、又は前項の招集を受けたときは、本人及び家族の安全確保が出来次第速やかに参集するものとする。

(臨時火気使用)

第13条 博物館において、臨時に火気を使用する者は、火元責任者を経て防火管理者の許可を得な

なければならない。

(建築時及び改修等の報告)

第14条 博物館において、次の各号を行う場合は、防火管理者に連絡しなければならない。

- 一 建物を建築する場合
- 二 大量の危険物を搬入・搬出する場合
- 三 危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設、移転、改修等する場合
- 四 特殊な作業を実施する場合

(警報伝達及び危険時の措置)

第15条 防火管理者は、火災警報発令下又はその他の事情により火災発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めるときは、その旨職員等に伝達しなければならない。

- 2 前項の場合において、防火管理者及び火元責任者は、必要に応じ、火気使用等の中止又は危険な場所への立入り禁止を命ずることができる。

(防御)

第16条 博物館の周辺において火災が発生したときは、本部長は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を出動させることができる。

(教育・訓練)

第17条 防火管理者は、職員等に対し、防火に関する教育・訓練を実施しなければならない。

- 2 職員等は進んで防火に関する教育を受け、防火管理の万全を期するよう努めるものとする。

(連絡事項)

第18条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。連絡事項については、次によるものとする。

- 一 消防計画の提出(変更の際は、その都度)
- 二 教育・訓練指導の要請
- 三 消防用設備等の点検結果の整理保存
- 四 その他防火管理に関する必要事項

(立入検査の立会)

第19条 消防職員の立入検査に際しては、防火管理者又は防火管理者の指定した者が立ち会うものとする。

第4章 その他の監守方法等

(防災対策)

第20条 災害対策基本法第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)の予防及び緊急対策として適切な活動を行うための体制整備等に関し、館長の諮問に応じるため、防災対策委員会を置く。

(防災対策委員会の組織及び運営)

第21条 防災対策委員会の組織及び運営は、第8条に規定する防火対策委員会を準用する。

(防災対策委員会の任務)

第22条 防災対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 防災計画の策定に関すること。
- 二 施設・設備等の被害防止・軽減に関すること。
- 三 防災に関する情報の収集及び調査研究に関すること。
- 四 防災思想の普及及び防災意識の高揚に関すること。
- 五 その他防災対策に関すること。

(防災教育及び防災訓練)

第23条 館長は、入館者及び職員等の生命、身体の安全を図るため、職員等に対し防災上必要な安全教育の徹底を図るとともに、第26条に定める防災隊の活動について定期的に実地訓練を行い、平常時から災害に対する備えをしておかなければならない。

2 館長は、災害発生時における入館者の安全確保を図るため、入館者に対し博物館の防災計画について、適切な広報を行わなければならない。

(施設・設備等の点検整備)

第24条 館長は、災害から入館者及び職員等を防護するとともに、施設・設備等の被害を防止・軽減するため、第26条に定める防災隊により防災に関する施設・設備等について定期的に安全点検を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

(放射性物質等の災害予防)

第25条 館長は、放射性物質等による災害を予防するため、関係法令等に従い適切な予防措置を実施しなければならない。

(防災隊の設置)

第26条 館長は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災隊を設置するものとする。

2 防災隊の組織と任務は、第10条に規定する自衛消防隊に準ずる。

(防災隊の出動)

第27条 館長は、災害発生時には、その状況を判断して防災隊の出動を命じ、事態に迅速に対処しなければならない。

(災害対策本部の設置)

第28条 館長は、災害発生時において、本館の施設等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすと予想される時は、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の組織及び任務は、第26条第2項によって定めた防災隊本部の組織と任務を準用するものとする。

(対策本部の構成員の招集等)

第29条 博物館の通常の勤務時間内に災害が発生したときは、対策本部の構成員は、対策本部の設置の有無が判明するまで本館に待機するものとする。

2 館長は、夜間又は休日等の勤務時間外に対策本部を設置したときは、直ちに構成員を招集するものとする。

(避難)

第30条 館長は、災害発生時において入館者及び職員等の生命、身体を保護し、その他被害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、それらの者の全部又は一部に避難を命ずるものとする。

- 2 避難場所は、原則として、博物館の芝生広場及び二の丸地区とする。
- 3 避難に当たっては、危険物等に必要な安全措置を講ずるものとする。

(雑則)

第31条 この規程に定めるほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月30日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月2日から施行する。

国立歴史民俗博物館建物等監守者及び補助監守者

区域名	責任区域	建物等監守者	補助監守者
〔各棟各階共通〕	〔各棟各階共通〕		
〔各棟各階共通〕	エレベータ室	財務課長	財務課施設係長
〔各棟各階共通〕	空調機械室	財務課長	財務課施設係長
〔各棟各階共通〕	電気室	財務課長	財務課施設係長
〔各棟各階共通〕	ハロンボンベ室	財務課長	財務課施設係長
〔各棟各階共通〕	ファンルーム	財務課長	財務課施設係長
〔管理棟 一階〕	〔管理棟 一階〕		
〔管理棟 一階〕	エントランスホール	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	応接室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	大会議室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	第一会議室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	第二会議室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	ガイドンスルーム(倉庫を含む。)	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 一階〕	救急室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	警備センター(控室・仮眠室を含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	研修室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	第二研修室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	講堂(ホワイエ・映写室・倉庫・洗面所・控室・音響調整室を含む。)	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 一階〕	振興会事務室	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 一階〕	食堂(厨房・倉庫・洗面所・事務室・前室・サービスヤードを含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	女子警備員控室	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	友の会ボランティア控室	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	洗面所(倉庫を含む。展示場を除く。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	博物館事業課事務室(博物館資源センター室を含む)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	展示室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	展示準備室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	休憩所	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	展示場洗面所(倉庫を含む。)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	展示場廊下(階段・斜路・風除室・ホールを含む。)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	電話交換室(控室・交換機室を含む。)	財務課長	財務課施設係長
〔管理棟 一階〕	特別応接室(化粧室・控室・湯沸室を含む。)	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	日直室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	入館者売場(控室を含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	「歴博」編集室	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 一階〕	売店(予備室を含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	湯沸室A(女子警備員控室前)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	湯沸室B(博物館事業課事務室前)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	ラウンジ	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 一階〕	一般廊下(階段・ホール・風除室を含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 一階〕	ロッカー室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 一階〕	女子更衣室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	〔管理棟 二階〕		
〔管理棟 二階〕	財務課課室	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 二階〕	応接室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	名誉教授室・館長研究室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	館長室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	管理部長室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	副館長室(館内)	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	印刷室	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 二階〕	総務課情報管理係室	財務課長	総務課情報管理係長
〔管理棟 二階〕	副館長室(館外)	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	総務課課室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 二階〕	倉庫(総務課室)	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	倉庫(在庫物品)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 二階〕	電子計算機室(パッケージ・保管庫・前室を含む。)	財務課長	総務課情報システム係長
〔管理棟 二階〕	秘書室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	モニター室録音室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	湯沸室(管理部長室前)	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	廊下(エレベーターホール・階段含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 二階〕	倉庫(広報)	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 二階〕	情報公開室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 二階〕	広報サービス室	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 二階〕	総合展示リニューアル準備室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 二階〕	広報連携センター室	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 二階〕	湯沸室(財務課室前)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	〔管理棟 地階〕		
〔管理棟 地階〕	永久資料保存庫	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 地階〕	展示室1	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	映像資料保管室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	温湿度訓化室(前室含む。)	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	第2点検室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	仮庫(第1・第2)	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	関係者控室 作業員控室	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	入館者図書室	財務課長	研究協力課図書係長
〔管理棟 地階〕	くんじょう室(操作室・タンク室を含む。)	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	建築模型収蔵庫	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	考古資料整理室	財務課長	考古研究系各教員
〔管理棟 地階〕	コントロールセンター(前室を含む。)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	梱包解梱場	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	資材庫	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	写場(前室を含む。)	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	写真室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	仮収蔵庫	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	第1修復室	財務課長	博物館事業課資料係長

国立歴史民俗博物館建物等監守者及び補助監守者

区域名	責任区域	建物等監守者	補助監守者
〔管理棟 地階〕	第2修復室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	休憩室	財務課長	総務課総務企画係長
〔管理棟 地階〕	博物館事業課資料係事務室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	一般洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	倉庫B1 (振興会)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	倉庫B2 (財務課)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	倉庫B4 (博物館事業課)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	倉庫B5 (広報サービス室)	財務課長	広報サービス室広報・普及係長
〔管理棟 地階〕	倉庫B6 (財務課)	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	台帳調査室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	第1調査室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	第2調査室(測定室含む。)	財務課長	考古研究系各教員
〔管理棟 地階〕	第3調査室(薬品室含む。)	財務課長	情報資料研究系各教員
〔管理棟 地階〕	第4調査室	財務課長	情報資料研究系各教員
〔管理棟 地階〕	第5調査室	財務課長	情報資料研究系各教員
〔管理棟 地階〕	点検室	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	展示室	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	展示実験室	財務課長	情報資料研究系各教員
〔管理棟 地階〕	展示室2	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	展示場洗面所(倉庫を含む。)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	展示場廊下(階段・ホール含む。)	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	トラックヤード	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	メディアルーム	財務課長	博物館事業課展示係長
〔管理棟 地階〕	マイクロ撮影室(現像・引伸室・乾燥室を含む。)	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	民俗資料整理室	財務課長	民俗研究系各教員
〔管理棟 地階〕	湯沸室(博物館事業課室前)	財務課長	博物館事業課資料係長
〔管理棟 地階〕	浴室	財務課長	財務課財務企画係長
〔管理棟 地階〕	第1歴史整理室	財務課長	歴史研究系各教員
〔管理棟 地階〕	第2歴史整理室	財務課長	歴史研究系各教員
〔管理棟 地階〕	一般廊下(階段含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 一階〕	〔研究棟 一階〕		
〔研究棟 一階〕	考古研究系各研究室	財務課長	考古研究系各教員
〔研究棟 一階〕	第1室リニューアル準備室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 一階〕	考古研究系共通スペース	財務課長	考古研究系各教員
〔研究棟 一階〕	考古研究系製図室	財務課長	考古研究系各教員
〔研究棟 一階〕	編集室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 一階〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 一階〕	倉庫	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 一階〕	民俗研究系各研究室	財務課長	民俗研究系各教員
〔研究棟 一階〕	客員教員外来研究員室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 一階〕	民俗研究系共通スペース	財務課長	民俗研究系各教員
〔研究棟 一階〕	メタ資料学研究センター室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 一階〕	湯沸室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 一階〕	研究協力課事務室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 一階〕	廊下(階段・ホール含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 一階〕	コピー室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	〔研究棟 二階〕		
〔研究棟 二階〕	共同利用研究室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	会議室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	客員教員研究室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	情報資料研究系各研究室	財務課長	情報資料研究系各教員
〔研究棟 二階〕	情報資料研究系共通スペース	財務課長	情報資料研究系各教員
〔研究棟 二階〕	大学院生実習室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 二階〕	倉庫	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 二階〕	湯沸室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	歴史研究系研究室	財務課長	歴史研究系各教員
〔研究棟 二階〕	歴史研究系研究室	財務課長	歴史研究系各教員
〔研究棟 二階〕	歴史研究系共通スペース	財務課長	歴史研究系各教員
〔研究棟 二階〕	国際交流室	財務課長	研究協力課企画・渉外係長
〔研究棟 二階〕	廊下(階段・ホール含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 二階〕	大学院研究室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	大学院演習室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 二階〕	コピー室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔研究棟 地階〕	〔研究棟 地階〕		
〔研究棟 地階〕	書庫	財務課長	研究協力課図書係長
〔研究棟 地階〕	整理事務室	財務課長	研究協力課図書係長
〔研究棟 地階〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔研究棟 地階〕	倉庫1, 2, 3	財務課長	研究協力課図書係長
〔研究棟 地階〕	図書閲覧室	財務課長	研究協力課図書係長
〔研究棟 地階〕	湯沸室	財務課長	研究協力課図書係長
〔研究棟 地階〕	廊下(階段含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 一階〕	〔総合研究棟 一階〕		
〔総合研究棟 一階〕	国際交流室	財務課長	研究協力課企画・渉外係長
〔総合研究棟 一階〕	外国人研究員室-2	財務課長	研究協力課企画・渉外係長
〔総合研究棟 一階〕	外国人研究員室-1	財務課長	研究協力課企画・渉外係長
〔総合研究棟 一階〕	合同研究室	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔総合研究棟 一階〕	第3研修室	財務課長	総務課総務企画係長
〔総合研究棟 一階〕	第3会議室	財務課長	総務課総務企画係長
〔総合研究棟 一階〕	倉庫1, 2, 3	財務課長	研究協力課企画・渉外係長
〔総合研究棟 一階〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 一階〕	廊下(階段含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 一階〕	テラス	財務課長	財務課財務企画係長

国立歴史民俗博物館建物等監守者及び補助監守者

区域名	責任区域	建物等監守者	補助監守者
〔総合研究棟 二階〕	〔総合研究棟 二階〕		
〔総合研究棟 二階〕	同位体実験室-A	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	同位体実験室-B	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	実験計画室	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	年代実験室A	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	年代実験室B	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	年代実験室C	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	試料整理室	財務課長	情報資料研究系各教員
〔総合研究棟 二階〕	アーカイブ室	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 二階〕	アーカイブ保管庫	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 二階〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 二階〕	機械室	財務課長	財務課施設係長
〔総合研究棟 二階〕	廊下(階段含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 二階〕	テラス	財務課長	財務課財務企画係長
〔総合研究棟 地階〕	〔総合研究棟 地階〕		
〔総合研究棟 地階〕	第2書庫	財務課長	研究協力課図書係長
〔総合研究棟 地階〕	マイクロフィルム保管庫	財務課長	研究協力課図書係長
〔総合研究棟 地階〕	階段	財務課長	財務課財務企画係長
〔くらしの植物苑〕	〔くらしの植物苑〕		
〔くらしの植物苑〕	東屋	財務課長	博物館事業課展示係長
〔くらしの植物苑〕	器具庫	財務課長	博物館事業課展示係長
〔くらしの植物苑〕	事務室	財務課長	財務課財務企画係長
〔くらしの植物苑〕	洗面所(倉庫を含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔くらしの植物苑〕	駐車場	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	〔屋 外・他〕		
〔屋 外・他〕	屋外洗面所(倉庫含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	機械棟	財務課長	財務課施設係長
〔屋 外・他〕	車庫	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	旧宿泊所	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	立木	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	駐車場・駐輪場	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	土地(くらしの植物苑含む。)	財務課長	財務課財務企画係長
〔屋 外・他〕	中庭	財務課長	博物館事業課展示係長
〔屋 外・他〕	中庭・回廊階段	財務課長	博物館事業課展示係長
〔国際交流棟〕	〔国際交流棟〕		
〔国際交流棟〕	コラボレーションホール	財務課長	総務課総務企画係長
〔国際交流棟〕	研究交流ラウンジ	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔国際交流棟〕	宿泊室(2F,3F)	財務課長	研究協力課研究教育係長
〔国際交流棟〕	洗面所	財務課長	財務課財務企画係長
〔国際交流棟〕	廊下(階段含む。)	財務課長	財務課財務企画係長

本 部	班 名 等	班 長 等	担 当 係	主 な 任 務	備 考
本部長:館長 副本部長:管理部長 <本部付> ・副館長 ・副館長 ・研究推進センター長 ・博物館資源センター長 ・広報連携センター長 ・防火管理者 <任務> 1. 本部長、副本部長の補佐 2. 各班を指揮・督励する。 3. 消防隊への情報の提供 4. その他指揮統制上必要な事項	総務連絡班 (副班長) 通報連絡係 情報係	総務課長 総務企画係長 総務企画係長 人事係長	総務企画係 (警備員含む) 人事係 情報システム係	・本部の設置 ・消防機関への通報 ・本部・各班への連絡 ・公設消防隊の火災現場への誘導 ・緊急連絡表による連絡(警備員) ・館内及び周辺地域の被害状況の把握並びに伝達 ・機構本部との連絡調整 ・地元関係機関との連絡・調整 ・入館者、職員等の現状及び被害状況把握 ・その他情報の収集及び伝達	
	消火・救護班 (副班長) 消火活動係 救護係	研究協力課長 研究教育係長 研究教育係長 図書係長	研究教育係 企画・渉外係 図 書 係	・消火器、屋内消火栓等による初期消火 ・延焼拡大防止のための措置 ・時間の経過による出火防止のための点検巡視 ・ハロゲンガス装置を使用する際の入館者等の避難確認 ・傷病者の救護、病院への移送	
	安全防護班 (副班長) 防 護 係 施設工作係 給食係	財務課長 財務課長補佐 施設係長 財務企画係長 契約係長	施 設 係 (施設管理委託者含む) 財 務 企 画 係 契 約 係	・防火シャッター等の操作 ・電気、ガス設備その他危険物施設等に対する応急措置 ・非常電源の確保。ボイラー等危険物設備の運転停止 ・エレベータ、エスカレータ非常時の措置 ・通信回線の保全・復旧(無線を含む臨時電話の設置) ・危険物の判定及び当該建物への立入り禁止の標識設置 ・建物の被害状況の把握 ・飲料水の確保 ・仮設テント、トイレの確保 ・非常用食品配給 ・救援物資の受領・配給 ・炊き出し	* 財務課長が防火管理者の場合は補佐が班長の任務にあたる。その際の副班長は班長が任命するものとする。
避難誘導班 (副班長) 避難誘導係 警護誘導係 記録係	博物館事業課長 博物館事業課長補佐 展示係長 広報サービス室長補佐 博物館事業課職員	展 示 係 資 料 係 研究部教員 (警備員含む) 広報・普及係 記録担当	・入館者の避難誘導 ・非常口の開放 ・立入り禁止区域の設営及び警護 ・敷地内道路の確保 ・臨時ヘリポートの設営 ・記録写真の撮影		